

# 古河市

公民館・交流センター等

## 利用の手引き



### 【公民館 6 施設】

- ・中央公民館
- ・さくら公民館
- ・ふれあい公民館
- ・つつみ公民館
- ・古河東公民館
- ・中田公民館

### 【交流センター等 5 施設】

- ・ユースセンター総和
- ・生涯学習センター総和
- ・地域交流センター
- ・駅西地域交流センター
- ・三和地域交流センター

## 目次

1. 利用できる方	P2
2. 開館時間	P2
3. 利用の制限	P3
4. 利用時間・定員	P4
5. 利用手続き等	P5
6. 利用当日の流れ	P9
7. 利用許可基準及び利用制限の例	P10
8. 各館の特色・注意事項	P11
9. 利用上の注意	P12
10. 主な施設物品一覧	P13
11. 公民館の使用 Q&A	P14
12. 各館所在地・連絡先一覧	P15

## 1. 利用できる方（全施設共通）

(1) 「団体」または、「企業（地域交流センター等施設のみ）」 ※

会議室、研修室などの貸室

(2) 個人（1人） で利用可

自習室、図書室など



※

社会教育法により、公民館などの社会教育施設は「組織的な」教育活動の場と定義されているため、個人ではなく団体利用を対象としています。

団体の定義は、「主体性をもって学習するサークルやグループなど、2人以上で構成されていること」です。

図書室・自習室を除き、18歳未満の方のみでの利用はできません。

保護者または、18歳以上の方が同伴ください。

## 2. 開館時間

施設利用：9時～22時

図書室・本の貸し出し：9時～17時

### 3. 利用の制限

下記のような公民館等の設置目的に合致しないものと認められるときは、利用を制限させていただくか、お断りすることがあります。

#### 【利用を制限またはお断りする例】

- (1) 貸室を個人で利用するとき。(図書室・自習室など除く)
- (2) 団体名・利用目的等虚偽の申請内容により利用するとき
- (3) 裁判及び報道等により被害等の事実あるいは疑いがある団体が利用するとき
- (4) 特定の政党、政派を支持や宣伝、反対する活動として利用するとき
- (5) 特定の宗教、宗派を支持や宣伝、反対する活動として利用するとき
- (6) 個人教室、私塾等継続性のある運営、またはこれに類するとき
- (7) 音、臭い、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき
- (8) 著作権法の規定に抵触する恐れのある音楽関係の催事で利用するとき
- (9) その他、公益・風俗、秩序、環境を乱す行為等施設の設置目的に反すると認められるとき

※利用制限の詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。



#### 4.利用時間・定員

会議室など、貸室の利用時間区分・定員は施設により異なります。

利用する施設へお問合せください。所室の定員を超えるご利用は禁止

(利用時間は準備と片付け、退室までの時間を含みます。)

##### (1) 自習室

施設名	一般	中学生	小学生	定員
中央公民館	9:00～ 21:00	9:00～ 19:00	9:00～17:00 <u>保護者同伴であれば</u> <u>9:00～19:00</u>	9
つつみ公民館	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	12
ユーセンター 総和	9:00～21:45 <u>高校生の場合は</u> <u>9:00～21:00</u>	9:00～ 19:00	9:00～ 17:00	48
はなももプラ ザ	9:00～ 21:00	9:00～ 19:00	利用不可	10
コスモスプラ ザ	9:00～ 21:00	9:00～ 19:00	9:00～ 17:00	10

##### (2) 図書室 一律 9:00～17:00

## 5.利用手続き等

### (1) 申請手続きなど窓口の受付時間

①当日利用分 9時から21時

②上記以外 9時から17時

※当日利用予約は16時まで（夜間等利用のない時間帯は閉館する場合があります）

### (2) 利用申請 ※電話受付不可

#### ①通常利用申請

「2か月前の1日」から「利用日の前日」まで、公共施設予約システム（ネット）から利用申請を受け付けます。

※さくら公民館・ふれあい公民館は、窓口申請のみとなります。

※原則、連続して利用できるのは4日間までとなります。

※施設、システムの利用には、利用者登録が必要となります。

※社会教育関係団体等減免措置のある団体は、予約システム登録・登録証更新の際、窓口にて登録証等原本の提示をお願いいたします。

例：11/5の利用申請をしたい場合

システム申込期限	システム対象外	施設利用日
9/1～11/4	11/5 16時まで	11/5

## ②早期利用申請

発表会や展示会など、準備期間が必要なものは「利用月の6ヵ月前の月の  
ふつか  
2日の日」から早期申請として受け付けます。

(※別途必要書類の提出あり。許可の可否は後日回答)

## ③当日利用申請

施設に空きがあり、貸出が可能な場合、当日の16時まで利用申請を受け付けます。

※さくら公民館・ふれあい公民館は施設の関係上、当日利用申請ができないことがあります。

## (3) 使用料の納付

使用料は施設により異なります。詳しくは各施設(P15)へお問合せ  
ください。

また、使用料の納付は、利用当日まで随時、納付可能ですので、窓口  
にてお申し出ください。

## (4) 使用料の還付および、キャンセル料の発生

利用3日前までに当該施設へ「利用の取消または変更」の連絡がない  
場合、キャンセル料が発生します。

## 例：4/5の利用をキャンセルしたい場合

日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
数え方	4日前	3日前	2日前	1日前	利用日



※キャンセル料を発生させない（又は前納した場合の還付対象）ためには、利用日3日前である4/2までに連絡する必要があります。

※当日支払い予定の場合：キャンセル料（施設利用料相当）を徴収いたします。

※前納された場合：使用料の還付はありません。

※使用料を利用日の3日前までに前納し、かつ、利用の取り消しを施設へ連絡した場合は、所定の手続きにより、前納された使用料を還付します

### (5) 使用料の減免

次に該当する場合は、使用料の減免を行います。

- 1.市・学校教育法第1条に規定する市内の学校が利用するとき。 全額免除
- 2.生活保護法の適用を受けている者が利用者の3割以上を占めるとき。 全額免除
- 3.身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者が  
利用者の3割以上を占めるとき。 全額免除
- 4.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳を  
所持する者が利用者の3割以上を占めるとき。 全額免除

5.知的障害者に係る療育手帳を所持する者が利用者の3割以上を占めるとき。

全額免除

6.社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が利用するとき。

5割免除

7.官公署又は市内に事務所を有する公共的団体が利用するとき。

5割免除

## (6) 使用料の割増

次に該当する場合には、使用料の割増を行います。

①市外の方が利用するとき 5割割増 (基本料金の1.5倍)

※ただし、下記の場合は市内料金とする。

- ・関東どまんなかサミット構成市町の団体 (栃木市・小山市・野木町・板倉町・加須市)
- ・公共施設相互利用該当市町の団体 (坂東市・境町・五霞町)

②営利団体が利用するとき 5倍割増 (基本料金の5倍)

※ただし、冷暖房費は2倍割増とする。(基本料金の2倍)

## 6.利用当日の流れ（当日支払いの場合）

### ①窓口にて利用料金を支払い、利用許可証兼領収書を受領

※一部、利用料金の発生する冷暖房の利用有無については、当日判断可

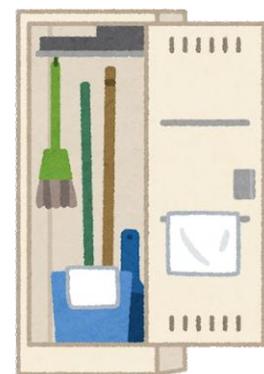
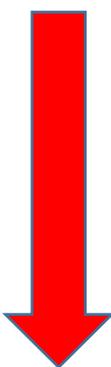
※当日の空きがある場合は、部屋を移動することができます。（窓口にて手続き）



### ②利用日誌・清掃セットを窓口にて受け取り、各部屋をご利用



### ③利用後、利用日誌の項目に従って点検、清掃



### ④窓口に利用日誌・清掃セットを返却して利用終了

## 7.利用許可基準及び利用制限の例

区分	利用目的	利用許可基準 許可・・・○ 不許可・・・×
民間の私塾・文化教室等（個人又は団体が主催し、月謝、会費その他これらに類する費用を徴収するもの）	公開の発表会、展示会等の集会	公民館 × 公民館以外○
	私塾又は文化教室の会場	×
営利団体（会社、商店その他の営利を目的とした団体）	社員研修、福利厚生事業又は採用面接	公民館 × 公民館以外○
	物品又はサービスの販売促進に関する活動	公民館 × 公民館以外○
宗教団体等	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は種族化した行事、打合せ	○
	布教又は勧誘を伴う活動	×
政治活動	現職議員が市民を対象に行う政治報告会及び政党及び政治団体が市民を対象に主催する講演会	○
	政治団体への勧誘活動・署名活動等	×

## 8.各館の特色・注意事項

施設名	図書室	Wi-fi	場所	制限内容
中央公民館	○	○	大ホール	冷暖房費別途・下足利用可
			大ホール	グランドピアノ使用料別途
			音楽室	アップライトピアノ使用料別途
さくら公民館	×	×	ホール	冷暖房費別途・ <u>下足利用不可</u>
ふれあい公民館	×	×	ホール	冷暖房費別途・ <u>下足利用不可</u>
つつみ公民館	○	×	多目的ホール	冷暖房費別途・下足利用可・ グランドピアノ使用料別途
古河東公民館	○	○		下足利用可
			視聴覚室	アップライトピアノ使用料別途
中田公民館	○	×	視聴覚室	アップライトピアノ使用料別途
			ホール	冷暖房費別途・ <u>下足利用不可</u>
生涯学習センター総和（とねミドリ館）	○	×	多目的ホール	冷暖房費及びグランドピアノ使用料別途・下足利用可
ユースセンター総和	○	○	多目的ホール	冷暖房費及びグランドピアノ使用料別途・下足利用可
地域交流センター（はなももプラザ）	×	○	多目的ホール・ 屋台ホール	冷暖房費及びアップライトピアノ使用料別途・屋台使用料別途・ 下足利用可
駅西地域交流センター（いちょうプラザ）	×	△ ※2	多目的ホール1	冷暖房費別途・下足利用可
			多目的ホール2	冷暖房費別途・ <u>下足利用不可</u>
			学習室1	電子ピアノ使用料別途
三和地域交流センター（コスモスプラザ）	×	○	多目的ホール	グランドピアノ使用料別途・冷暖房費別途・下足利用可
			多目的室2	グランドピアノ使用料別途

※1 本の返却・予約本の受取のみ可      ※2 Wi-fi 機器の貸出あり

全館対象 ・ Wi-Fi について、使用する場所によっては通信困難な場合があります。・ヒール等傷のつくダンスシューズ不可

## 9.利用上の注意

みなさまが快適にご利用いただけるよう、次の注意事項を守って正しく利用してください。

### 1. 注意事項

- ・許可を得た目的以外での利用はできません。
- ・各部屋での食事は原則不可(水分補給は可)。ただし下記の場合は飲食可とします。
  - ① 調理室利用時
  - ② 昼をまたいで部屋を借りる場合(9時から17時など)
  - ③ 他の利用者の妨げとならない程度のロビーでの飲食
- ・図書室の本・雑誌を含み、市販されている本や楽譜等からのコピーは著作権法上お断りしています。
- ・危険物(火気)、動物等の持ち込みはできません。火気を扱う場合は事前に申請者が消防署と協議し、許可を得た場合の利用を許可します。
- ・公民館等公共施設の住所で、利用者の郵便物や宅配便の受け取りはできません。
- ・イベント等のチラシに公民館等施設の電話番号は記載してはいけません。
- ・その他、活動内容によっては、利用を制限することがあります。

### 2. 損害賠償等

- ・公民館主催行事等でのケガ等は行事傷害補償の対象となる場合がありますので、各施設へお問い合わせください。
- ・館内及び各館の駐車場における事故・盗難に関しては、一切責任を負いかねます。

## 10.主な施設物品一覧

施設名	館内利用可	館外利用可	備考
中央公民館	ピアノ・プロジェクター・スクリーン・マイク・案内看板・卓球台・ホワイトボード・調理器具	大パネル・パネル脚・フック・姿見・机・パイプ椅子	在庫状況・数量等は事前に各施設にご確認ください。
さくら公民館	ホワイトボード・姿見	こね鉢・そば切り包丁	
ふれあい公民館	マイク・ポット・調理器具	大パネル・パネル脚・フック	
つつみ公民館	ピアノ・DVDプレイヤー		
古河東公民館	ピアノ・椅子・調理器具	大パネル・パネル脚・椅子・机・黒板・脚立	
中田公民館	ピアノ・CD ラジカセ	大パネル・パネル脚・フック・机・パイプ椅子	
生涯学習センター総和（とねミドリ館）	ピアノ・スクリーン・案内看板・マイク・調理器具	大パネル・パネル脚・フック・机	
ユースセンター総和	ピアノ・CD ラジカセ・マイク・スクリーン	姿見・スチール椅子	
地域交流センター（はなももプラザ）	ピアノ・プロジェクター・案内看板・マイク・調理器具	大パネル・パネル脚・姿見・ステージ補助台・机・パイプ椅子	
駅西地域交流センター（いちようプラザ）	電子ピアノ・WIFI ルーター・姿見・卓球台		
三和地域交流センター（コスモスプラザ）	ピアノ・プロジェクター・スクリーン・マイク・CD ラジカセ・姿見・調理器具・卓球台	大パネル・パネル脚・フック	

※利用中の破損・故障等は弁償していただきます。

## 11.公民館の使用 Q&A

### Q1.公民館等の部屋は個人で使えますか？

A 2人以上の団体での利用をお願いしています。なお、ロビー、自習室、図書室は個人で利用できます。



### Q2 会社や企業は公民館を使えますか？

A 営利活動や事業活動の場合は、公民館以外の施設（地域交流センター・ユーザーセンター・生涯学習センター）でご利用いただけます。

### Q3.無償で自分の知識や技術を人に教えたい場合、営利ではないので公民館を使用することはできますか？

A. 有償・無償を問わず、活動の主体が講師や指導者である場合、公民館の利用はできません。講師や指導者は主体でなく、客体であることが要件となります。

### Q4.公民館で借りられるものはありますか？

A. 部屋の利用時に限り、マイクやポータブルアンプ等の貸出を行っております。詳しくは、利用する公民館へお問い合わせください。

## 12.各館所在地・連絡先一覧

名称（愛称）【ネーミングライツ】	電話番号	FAX 番号	所在地
中央公民館	92-4501	92-2214	下大野 2248
さくら公民館（さくら館）	92-3422	92-8906	久能 973-1
ふれあい公民館（ふれあい館）	92-3036	92-8905	駒羽根 1419-4
つつみ公民館（つつみ館）	98-5530	98-5531	小堤 1766
古河東公民館【古河断熱東公民館】	32-5533	32-9521	東 3-7-19
中田公民館【古河断熱中田公民館】	48-1852	47-1229	中田新田 135-1
生涯学習センター総和（とねミドリ館） 【共和電設とねミドリ館】	92-4000	92-6616	前林 1953-1
ユースセンター総和【ユースセンターKI防水】	31-3211	31-3318	上辺見 2369
地域交流センター（はなももプラザ） 【山水はなももプラザ】	21-1255	21-1258	横山町 1-2-20
駅西地域交流センター（いちょうプラザ）	31-3111	33-3131	幸町 3-43
三和地域交流センター（コスモスプラザ） 【野本電設工業コスモスプラザ】	76-1517	76-1518	仁連 2065



(市章)

編集・発行/古河市教育委員会事務局 教育部 社会教育施設課

〒306-0291 古河市下大野 2248

TEL : 0280-92-4501

mail : [syakai.kyouiku@city.ibaraki-koga.lg.jp](mailto:syakai.kyouiku@city.ibaraki-koga.lg.jp)



↑ ホームページ



↑ ご質問はこちら

2025.4 作成